

令和3年度補正予算 スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業 よくある質問集

【事業詳細や申請に関するお問い合わせ】

お住まいの地域の地方農政局等へお問い合わせください。

北海道農政事務所	TEL:011-330-8807	東北農政局	TEL:022-221-6214
関東農政局	TEL:048-740-0447	北陸農政局	TEL:076-232-4893
東海農政局	TEL:052-746-1313	近畿農政局	TEL:075-414-9722
中国四国農政局	TEL:086-230-4249	九州農政局	TEL:096-300-6273
沖縄総合事務局	TEL:098-866-1653		

No.	タイプ	問	回答	参考
1	全体	どのような者が支援対象になるのか。	タイプごとに異なっており、 ①農業支援サービス導入タイプの場合は、農業支援サービスを新たに実施する者もしくは実施している者 ②一括発注タイプの場合は、1つの機械を5台以上一括発注する農業者等 ③共同利用タイプの場合は、1つの機械を2人以上で共同利用する農業者等が対象となる。 (なお、①農業支援サービス導入タイプについては、農業支援サービスに係る取組に使用する機械が補助対象となっており、当該タイプで導入した機械を自身の営農で使用することは不可であることに留意する必要。)	
2	全体	事業実施主体となる農業者等について、認定農業者であることや何人以上のグループ等の具体的な基準はあるのか。	認定農業者等の制限は特段設けていない。	
3	全体	申請後の流れ、事業完了予定日とは。	公募の締め切り後、審査、採択、交付申請等の手続きがある。 採択結果は、①農業支援サービス導入タイプは地方農政局等から、②一括発注タイプ及び③共同利用タイプは都道府県から通知される。 事業の完了予定日は、機械の納品後、実績報告に必要な書類の整理等までの手続きが完了した日である。年度内で設定いただきたい。	第4次公募HP 2事業の概要 「申請マニュアル」
4	全体	事業実施主体を新規設立する場合、事業要望の採択決定後(計画承認申請提出前)までに設立すればよいか。	事業実施主体を特定したうえで採択するため、基本的には、応募時点で設立されている必要がある。 ただし、報告までに設立が間に合わない等の事情がある場合は、交付申請時までの設立が確実であると都道府県や農政局が認める場合に限り、採択できる(この場合、採択時には交付申請時までに設立する旨を付した条件付採択となる。)	
5	全体	農業機械の追加オプションも補助対象に含まれるのか。	取得するモデルの仕様となっていないオプションは、補助対象外となる。申請等の段階で、詳細については交付決定者となる地方農政局等に相談いただきたい。	
6	全体	機械の設置費用や工賃等は補助対象となるか。	対象外である。	
7	全体	機械の導入にあたっては、1社の見積もりを取って要件を満たせばよいか(2社以上からとる必要はないのか)。	他の補助事業と同様に、一般の競争に付す必要があることから、まずは入札等を検討いただく必要がある。	
8	全体	事業完了年度及び成果目標の目標年度の考え方がいかに。	事業完了年度とは、事業完了(=機械の導入や清算が完了)した年度となる(本事業の場合、令和4年度となる。) 一方、成果目標の目標年度とは、採択や事業成果の検証のために設定した成果目標で目標とする年度であり、事業完了年度の翌々年度(令和6年度)を設定している。	
9	全体	成果目標の確認方法がいかに。	目標年度の翌年度(令和7年度)の7月末日までに、確定申告や作業日誌等の資料と報告様式(実施要領様式第6-1号)を提出していただくことにより、確認する。	第4次公募HP 2事業の概要 「実施要領」
10	全体	成果目標が達成できなかった場合の返還等はあるのか。	成果目標を達成していない場合は、必要な改善措置を指導し、成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告することとなる。 なお、補助金を目的外に使用していたり、明らかに目標が達成される見込みがない等の場合は、返還を求める場合がある。	

11	全体	他の事業で導入したトラクタに本事業で自動操舵装置を導入し設置することはできるのか。可能であれば、成果目標等留意点はあるか。	二重補助とならなければ問題ないが、成果目標等についてはそれぞれの事業で適切に設定していただく必要がある。この場合は、それぞれの事業担当者に事前にご相談いただきたい。	
12	全体	eMAFFについて、申請入力の際の問い合わせ先はどこか。	申請画面の入力方法はお住まいの地域の地方農政局等へ、システム自体の操作方法についてはマニュアル等(eMAFF手続き参考資料)を参考にしつつ、eMAFFの問合せ窓口へ連絡いただきたい。	第4次公募HP 3申請方法、提出期限等 (1)申請方法
13	全体	令和4年度分の経営面積、所得、労働時間の現状値が確定していない場合、いつ時点の数値を現状値とすればよいか。	直近(令和3年度)の値を記載いただきたい。	
14	全体	令和4年度から法人化した場合、農地面積や所得の現状値はどのように記載すればよいか。	法人化前の直近(令和3年度)の値を記載いただきたい。複数人が集まって法人化した場合は、その合計値を記載いただきたい。	
15	全体	eMAFFで申請したものの、不備があったのでやり直したい場合はどうしたらいいか。	eMAFFへログイン後、当該申請を「取り下げ」してから公募終了期日までに再度申請いただきたい。	第4次公募HP 3申請方法、提出期限等 (1)申請方法
16	①サービス	「農業支援サービス事業者」とはどのような者か。また、支援対象となるための要件はあるのか。	農業支援サービス事業者とは、下記に掲げる農業支援サービス事業のいずれかを実施し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。 ・専門作業受託型(農業者の行う農作業を代行する取組を行う) ・機械設備提供型(農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組を行う) ・人材供給型(作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組を行う) ・データ分析型(農産物(生育途中のものを含む。)、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組を行う) ※上記にあてはまらないサービスを提供するサービス事業者が本事業に申請する場合は、事前に農林水産省と相談いただきたい。	農林水産省HP 農業支援サービス関係情報
17	①サービス	①農業支援サービス導入タイプの補助率及びそれぞれの要件はどういうことか。	(補助率1/2以内の場合) ・サービス事業者のサービスの受益経営体数・面積・売上げが向上 (補助率2/3以内の場合) ・上記に加え、サービス事業者が、作期・品目分散など産地内や産地間の調整を実施もしくは加工・業務用野菜、水田からの転換果樹の生産に寄与することを目的に、スマート農業技術・機械化一貫体系を導入する場合	第4次公募HP 2事業の概要 「事業概要」
18	①サービス	①農業支援サービス導入タイプの1事業者当たりサービス事業利用者1者あたり300万円とはどういうことか。	事業実施主体が提供するサービスを利用する者が1者いる場合に300万円、2者いる場合は600万円、3者いる場合は900万円が補助上限となり、4者以上の場合は1000万円が補助上限となる。(補助率1/2以内の場合) 様式第1-4号に記載のサービス利用者の数でカウントしていただきたい。	第4次公募HP 2事業の概要 「事業概要」 「実施要領様式」
19	①サービス	①農業支援サービス導入タイプの成果目標について、現状値、目標値の根拠書類はどのようなものか。	現状値については直近の実績が分かる書類、目標値については算定に用いた情報・根拠が分かる書類(既存の資料が無い場合は任意の様式(エクセル、PDF等)で整理したもの)を提出されたい。現状値が0の場合も0である理由(設立当初のため等)と成果目標を設定する上での根拠書類が必要。	
20	①サービス	eMAFF申請画面の「添付資料」・「様式第1-1(成果目標根拠)」には、様式1-1号を添付するのか。	様式第1-1号の内容はeMAFF画面上に直接入力するものである。「必須」マークの付いている箇所にはその根拠書類や付属する書類を添付していただきたい。	第4次公募HP 2事業の概要 「申請マニュアル」
21	①サービス	①農業支援サービス導入タイプの補助率2/3以内の要件となっている「産地内・産地間の営農調整」の具体的なイメージは何か。	農業支援サービス事業者が事前に産地内や産地間で取り組む品種や作期を調整することで、機械の需要ピークをずらし、1台の機械の稼働率の向上に取り組むことを想定している。なお、1者だけ対応しているような明らかに産地での取組として認められない規模である場合は、「産地間の調整」として認められないことに留意いただきたい。	第4次公募HP 2事業の概要 「事業概要」

22	①サービス	①農業支援サービス導入タイプの補助対象機械である「データ駆動型農業に資する機械」とはどういったものか。ロボットトラクターなどであれば、必ず対象になるのか。	データを収集できる機械や、データを活用できる機械であるからといって、補助対象になるわけではなく、あくまで「事業実施主体がデータ駆動型農業に取り組み上で必要となる機械」を指しており、取組ベースで判断されることとなる。	第4次公募HP 2事業の概要 「事業概要」
23	①サービス	サービス利用者に加工・業務用野菜に取り組んでいる農家がいたら、補助率2/3になるのか。その際何の書類があるか。	加工・業務用野菜の生産に寄与することを目的に機械を導入する場合に補助率2/3となり、農業者と加工・業務用野菜にかかる実需者との契約書、もしくは様式第2-6号の提出が必要である。判断に悩む、具体的な事案があれば交付決定者である地方農政局等に相談いただきたい。	第4次公募HP 2事業の概要 「実施要領様式」
24	①サービス&②一括発注	技術カスタマイズとはどういうことか。また、具体例はあるか。	導入機械を営農条件に合わせて適切に稼働させるために、導入機械を含む機械体系の改造、システム改修が補助対象となる。例えば、異なる品種・作型に対応するためのアタッチメントの改造や営農管理システム等とのAPI連携を行うためのシステム改修などを想定している。なお、既存のオプションの取付やライセンス料等は補助対象外。	
25	②一括発注	作業委託契約の確認はどこまで根拠を求めるとか。	契約書の提出を必要としており、口頭契約の場合は、任意の様式に記載したものを提出すること。	
26	②一括発注	受益者に関する要件を満たせば、1者が複数台機械を導入することは可能か。	成果目標等の要件を満たせば、1農業者等当たりの上限の範囲内であれば可能。	
27	②一括発注	コンソーシアム等が事業実施主体となった場合、当該コンソーシアムが財産を取得することとなるのか。	コンソーシアム等の規約に則って機械を取得することになる。	
28	②一括発注	コンソーシアムは事業目標を達成するまで存続させる必要があるか。また、途中で構成員が脱退した場合の対応はどうなるのか。	機械の法定耐用年数を迎えるまでは、善良なる管理者としてコンソーシアムを存続させる必要がある。なお、法定耐用年数期間内にコンソーシアムが解散してしまうと、取得した機械は財産処分の対象となるため、構成員が一部脱退してもコンソーシアムが存続できるよう、コンソーシアム規約にて規定する必要がある。	
29	②一括発注	自動操舵装置を本事業で導入し、RTK基地局を自力整備する場合でも、一体的整備のみならず補助対象となるのか。	自動操舵装置を本事業で導入するが、RTK基地局は自力整備する場合については、一体的に整備することが示されれば、自動操舵装置部分については補助対象となる上、自動操舵装置の補助率を2/3とすることが可能。	
30	②一括発注&③共同利用	一括発注タイプはどこに申し込みばよいか。電子申請か。	一括発注タイプ、共同利用タイプは都道府県を通じた間接事業となっているため、応募方法や締め切りはお住まいの都道府県もしくは市町村に直接お問い合わせいただきたい。	
31	②一括発注&③共同利用	要件及び加算ポイントにある価格の削減は、どのように計算するのか。	メーカー希望小売価格(税抜きかつ、オプションや配送料等を含めない本体価格)からの削減率を計算することによる。(なお、メーカー希望小売価格が明らかでない場合は、見積もりを依頼する販売店等それぞれが過去に3者に対して販売した際の価格の平均をそれぞれの販売店等の削減前の価格とする。)	
32	③共同利用	共同利用者とはどのようなものか。	以下のリンク先より、共同利用タイプの事業概要(P5-6)をご確認いただきたい。 https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/attach/pdf/service-56.pdf	農林水産省HP 農業支援サービス関係情報 3. 農業支援サービス事業関連の支援措置 1. 補助金 ウ スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業 【事業概要】共同利用タイプ
33	③共同利用	共同利用タイプの機械の所有者は誰か。	共同利用の取組をすとして申請し取得した者(事業実施主体)が所有者になる。なお、コンソーシアムで申請する場合には、コンソーシアムの規約に従うものとする。	
34	③共同利用	補助上限は何台入れても100万円なのか。	1事業者当たりの上限を100万円としている。なお、同一の実施主体からの複数申請は認めない。	